

平成20年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成20年12月8日

午前10時01分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 古立憲昭君	2番 西川六男君
3番 竹邑利文君	4番 辻一夫君
5番 吉田容工君	6番 植田昌孝君
7番 松本美也子君	8番 小走善秀君
9番 吉川博一君	10番 松本宗弘君
11番 上田幸弘君	12番 安達周玄君
13番 竹村和勇君	14番 欠員
15番 欠員	16番 鶴藤幾長君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 谷口定幸君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 小西敏夫君
産業建設部長 森島庸光君	水道部長 渡邊和博君

総務課長	吉川 建君	監査委員	檜 宏君
教育委員長	大西 宏興君	教育長	濱川 利郎君
教育次長	松原 伸兆君	会計管理者	福西 博一君
選挙管理委員会 事務局長	安部 和夫君	農業委員会 事務局長	鍬田 芳嗣君

1, 議事日程

I 報 告 例月出納検査結果報告

I 提出案件

議第48号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

議第49号 田原本町手数料条例等の一部を改正する条例

議第50号 田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第51号 田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議第52号 山辺広域行政事務組合規約の変更について

議第53号 平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）

議第54号 平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第55号 平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第3号）

議第56号 平成20年度田原本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第57号 平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第58号 平成20年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）

議第59号 財産の取得について

議第60号 土地改良事業施行の知事協議について

同第 3号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

同第 4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

発議第9号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午前１０時０１分 開会

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は１４名で定足数に達しております。
よって議会は成立いたしました。

これより平成２０年田原本町議会第４回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町 長 開 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成２０年田原本町議会第４回定例会の開会に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日ごろから町勢発展に多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、本日は公私何かとご多用の中ご出席をいただき、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、現在の我が国は、ご承知のとおり１００年に一度と言われる金融の激変による世界経済の弱体化に伴い、すでに景気後退局面に入っているとされております。政府では平成２１年度予算編成方針で、国民生活と日本経済を守る観点から重要課題への予算配分の重点化を行うとともに、生活対策に盛り込まれた内需拡大等、状況に応じた対応を機動的かつ弾力的に行うとされているところであります。

本町におきましても、追加経済対策の定額給付金の円滑な交付作業に向け、情報収集や景気の後退に伴い、経営に支障を来している町内中小企業に対する融資のあっせん等、身近な生活者対策に努めているところであります。

間もなく来年度予算の査定作業に入るわけではありますが、景気の下降局面が長期化するおそれが高まる中、行政経費の各分野にわたって引き続き厳しい抑制が不可欠と考えております。本町といたしまして、集中改革プランの取り組み等を通じまして、行財政改革の不断の推進を図るとともに、活力あるふるさとづくりの財源とするための、田原本町ふるさと応援寄付金や町民サービスの向上、町の活性化、行

政の効率化を図るための職員提案制度を設ける等、「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点・たわらもと」の実現に向け、創意と工夫を生かしたまちづくりに着手したところで、今後とも議員各位の一層のご協力をお願いを申し上げる次第であります。

そのような中、今期定例会におきましては、15議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

会 期 の 決 定

○議長（松本宗弘君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から12日までの5日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって会期は12日までの5日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第119条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

9番、吉川議員、11番、上田幸弘議員、12番、安達議員、以上の3名の方にお願いいたします。

報 告（例月出納検査結果報告）

○議長（松本宗弘君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 檜 宏君 登壇）

○監査委員（檜 宏君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、去る９月２５日、１０月２７日並びに１１月２５日に実施いたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する８月３１日、９月３０日並びに１０月３１日現在の出納状況について検査いたしましたところ、検査現在日での現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合計と歳入歳出簿現金残高と符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前１０時０６分 休憩

午前１０時０７分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

同第 ３号 教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求め
ることについて

○議長（松本宗弘君） 同第３号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○事務局長（松井敦博君） それでは朗読をいたします。

同第３号

教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求める。

平成２０年１２月８日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 奈良県磯城郡田原本町大字満田４２番地

氏 名 かわ もと ます ひろ
川 本 益 弘

生年月日 昭和１７年５月１３日

経歴 教育委員会の委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、教育委員の任期満了に伴い、奈良県磯城郡田原本町大字満田422番地、川本益弘氏、昭和17年5月13日生まれを適任者として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、川本益弘君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって同第3号、教育委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについては、川本益弘君に同意することに決しました。

同第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（松本宗弘君） 続きまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

○議長（松本宗弘君） 事務局長より議案の朗読をいたさせます。

○事務局長（松井敦博君） それでは朗読いたします。

同第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについて
次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条

第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成20年12月8日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 奈良県磯城郡田原本町大字八尾644番地の7

氏 名 ^ま真 ^き木 ^{くすや た}楠彌太

生年月日 昭和10年2月25日

経 歴 固定資産評価審査委員会の委員

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会の委員の任期満了に伴いますもので、奈良県磯城郡田原本町大字八尾644番地の7、真木楠彌太氏、昭和10年2月25日生まれを適任者として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） ただいま町長より説明のありました固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、真木楠彌太君に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって同第4号、固定資産評価審査委員会の委員の選任につき議会の同意を求めることについては、真木楠彌太君に同意することに決しました。

発議第9号 「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書

○議長（松本宗弘君） 続きまして、発議第9号、「食の安全確保」への取り組み強

化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、すでに招集通知とともに配付いたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。

それでは提出者より趣旨説明を求めます。1番、古立議員。

（1番 古立憲昭君 登壇）

○1番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、今期定例会に上程させていただきました「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

近年、食品の安全・表示に関する悪質な偽装や、有害物質の混入、事故米問題など、「食の安全」を根底から揺るがす事件や事故が多発しております。私も過去長年食品に関する輸入や生産、販売に従事してまいりました。その当時からも、やはりこの食品に関しては、いろいろなお客様からのクレームやトラブルがございました。しかし、これほど大きな問題にはなりませんでした。それはやはりどこに問題があるのかということでございます。もちろん、それに従事された方は真摯な態度で解決していこうという態度で、私もそうでしたですけども、従事して対策をさせていただきました。しかし、もうそれを越えた部分での今回発生ができております。生産者や販売者以外のところでの大きな問題が発生してきております。

特に事故米問題では、農林水産大臣と同事務次官が辞任する極めて異例の事態に発展した。業者の生命軽視の行為は厳しく処罰されるべきであるが、それ以上に、国民の生命と生活を預かるはずの農林水産省が、その責任を果たさなかっただけでなく、被害を拡大させた責任は重大であります。国民の不信、怒りは極めて大きいのであります。

現在農水省では「農林水産省改革チーム」を設置し、業務・組織の見直しを行うための取り組みを進めているところであるが、今後、同様な事態を二度と起こさないためにも、猛省と改革を強く促したい。

そしてもう一つの観点では、やはり縦割り行政と言いますか、J A S法に関しては農林水産省が管轄し、そして食品衛生法に関しては厚生労働省が管轄しておると。

そういった中において、現在一つの問題が発生すると、どれもこれも各省庁がかんできておるのが現状でございますが、しかし残念ながら、それが縦割り行政の弊害と言いましょうか、なかなか消費者が安心できるような対策は、現状はできていない。食においてもこういった問題が発生してきております。

また、食の安全に関する問題だけでなく、近年相次いでいる消費者問題はどれも深刻な様相を呈しております。政府の消費者行政推進会議の報告書によれば、これまでの消費者事件を検証した結果、やはり縦割り行政の欠陥が大きな要因として明らかになっている。こうした縦割り行政の弊害を消費者中心に改革するため、内閣府の下に消費者庁を早期創設し、ここを起点に省庁横断的な消費者行政を推進するべきである。

については、政府において以下の対策を講じられるよう強く要望するものであります。

1つ、偽装表示を一掃するため、J A S法を改正し、直罰規定を設けるなど罰則を強化する規定を設けること。

1つ、農作業の工程管理や農場から食卓に至る衛生管理の普及・促進で食品の安全性を高めるとともに、トレーサビリティーシステムの確立で食品の流通を一層明確にすること。

1つ、輸入食品の安全に関する情報提供を迅速かつ適切に行うとともに、監視、検査体制の強化・拡充を図ること。

1つ、政策全般にわたり消費者の観点から監視し、強力な権限を有する消費者庁を設置するための関連諸法を制定すること。

1つ、不正な取引を行う業者に対し、迅速な立ち入り調査に基づく販売禁止や、製品の回収命令、罰則強化などを図るため、消費者安全法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

議員各位におかれましては、このことをご理解いただきまして、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を許します。5番、吉田議員。

○5番（吉田容工君） 私も食の安全確保という点では、昨今の状況は非常に極めて問題がある状況が起こっている。その点では食の安全確保への取り組みを強化するという点では同じ思いであります。そこで、このいろいろと提案されている中で少し確認をさせていただきたいと思います。

まず、具体的に対策を述べておられる2番目ですけども、2つ目で、「トレーサビリティシステムの確立で食品の流通を一層明確する」ということがあります。

今、農家はですね、お米の問題だけじゃなくて、野菜の生産に至るまで厳しくトレーサビリティということで、どういう農薬を使っているかというのを明らかにして生産をされています。その点ではそのトレーサビリティシステムが農家の段階で止まってしまっていて、加工食品また輸入食品のところに影響していないと、トレーサビリティシステムが確立されていないことが大きな問題だと、私は認識しています。その点では、この「農作業の工程管理や農場から食卓」という点では、その加工食品や輸入食肉などのトレーサビリティシステムも、ここに含まれているのかどうか。

そして3点目の「輸入食品の安全に関する情報提供」等ですけども、「検査体制の強化」、今、検査体制はモニタリング検査を行っておられる。輸入食品の1.4%程度の検査をしている。それを水際検査、まあ極力検査をするということで、そういう検査内容に変えることが含まれているのかどうか。

そして4点目の「政策全般にわたり消費者の観点から監視し、」というところなんですけども。この間、規制緩和等でですね、消費者保護から消費者自立へということが政府のほうから唱えられてきました。その点では「消費者の観点」というのは、消費者保護の観点なのか、それとも消費者自立の観点なのかということが、非常にわかりにくい状態になっています。その点では、この項目がどういうことを意味しているのかご説明していただきたいし、できればそのことについて少し補記していただければ、この意見書のほうにも十分賛成できる内容じゃないかと思っていますので、ご答弁願います。

○議長（松本宗弘君） 1番、古立議員。

○1番（古立憲昭君） 吉田議員の質問にお答えさせていただきます。

まずトレーサビリティシステムの確立ですが。おっしゃるように農業だけではなく、これは私自身は加工食品も入ってくると思っておりますので、そういう意味での提案をさせていただいております。

もう1つ、輸入食品の検査体制の強化なんですけども、輸入食品の安全性とか、品質性とかという部分で、長い間置けるやつはいいんですけども、特に生鮮関係に対しては早期に検査をしていかなければならないと思います。ただ、おっしゃるように、今の検査体制では全量を検査することは不可能だと思います。それはやはり人も要るし、予算も要るし、そういったことでは非常に難しいと思います、日本での検査というのは。それよりも、やはりこの検査体制の強化はもちろん図らなくてはならないんですけども、現地での検査での正確性と言いますか、確認をきちっとしていかなければならないとも感じております。

したがって、輸入食品に関しては、やはり検査体制等のモニタリングをふやすという意味じゃなくて、やはり輸出国の証明書、サーチファイル証明書と言いますかね、そういうやつとか。それから例えば日本の証明書、それをきちっと正確にしてくださいということに力を入れていかなければ、このモニタリング強化というのは、なかなか難しいと思います。ただ、今のような1.4%はいけないと思っておりますので、やはりそこには機械の導入とか、いろんな対策を立てて、しっかりとやっていかなければならないと考えております。

あと消費者の観点ということですから、これはやはり一つには消費者保護という部分も入っておりますし、もう一つはやはり消費者自身も自立をしてやっていかなければならない。そういったすべてのことを含めて強力な権限を有する消費者庁をまずつくらなければ何も進みませんので、そういった部分においては、まず第一段階として消費者庁を設置していただきという考え方をしておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松本宗弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。5番、吉田議員。

(5番 吉田容工君 登壇)

○5番(吉田容工君) それでは反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほども質疑のところで申し上げましたが、今、本当に食品の安全に対する不信というのが大きく広がっている。特に今年は儲けるためには手段を選ばない極めて悪質な食品偽装等が続きました。この食品偽装がなぜ起こったのか。

この意見書のほうでは、縦割り行政に大きな要因を求めておられますが、実際に縦割り行政はこれまでも続いてきたわけです。私が考えますところは、やはり先ほど古立議員もおっしゃいましたが、消費者保護、また消費者自立という考えも重視するとおっしゃいましたので、少し問題視させていただきますけども、規制緩和政策、これが大きく影響しているのではないかと。事前規制から事後チェックへと、そして消費者保護から消費者自立へという行政の役割がこの間大きく変化して、そして行政の役割が縮小されたことが、こういう偽装を生み出す一つの原因になったんではないかと考えるわけです。その点では、趣旨説明のほうで縦割り行政ということだけでなく、やはりこの間に実施された規制緩和政策も大きく影響しているのではないかと思います。

さらに消費者庁につきましては、国のほうが消費者行政推進基本計画というのをつくっておられます。ここではどういう内容があるかと言いますと、地域ごとの消費者行政は自治事務であるから、地方自治体みずからが消費者行政部門に予算、人員を重点配分すべきと定めています。その反面、国の財源確保については努力目標となっています。今、政府が進めようとしている消費者行政推進基本計画では、残念ながら国が全力を挙げて食の安全確保を始めとする消費者保護するという姿勢ではないのではないかと、非常に大きな疑問を持っています。さらに財政上の配慮はもちろん、他省庁や企業への権限が明確になっていない、こういうことが問題だろうと私は思います。

それで消費者庁ができれば、本当にそれで解決するかと言うと、やはりそうではありませんで、先ほど古立議員もおっしゃいましたが、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律は農水省所管、食品衛生法は厚生労働省所管、不当景品類及び不当表示防止法は公正取引委員会所管、また工業製品は経済産業省、また消費者金融などは金融庁と。消費者保護というのは、非常に広い範囲を網羅するわけ

です。その点では消費者庁ができたから、消費者庁に強い権限を与えたから充実するのじゃなくて、各省庁が消費者保護という観点から仕事をする。それに対して消費者庁ができたとしたら、それをチェックすると。要するに、消費者保護は消費者庁任せですよという体制じゃなくて、全政府挙げて取り組むと、そういう形にしないと本来の消費者の保護という観点ではできないのではないかと。

今、政府から出されている各種文書からしますと、私たち国民が期待する消費者保護というところには、まだ至っていない。その点では、まだまだ地方自治体から消費者庁に対する意見も具申する必要があるでしょうし、声も上げていくことも必要だと思います。しかし、残念ながら消費者の観点というところが、消費者保護と、また消費者自立と、両方どもの観点も入っているということです。本意見書については反対をさせていただきます。

以上で終わります。

○議長（松本宗弘君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第9号、「食の安全確保」への取り組み強化を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって本議案は原案のとおり可決されました。

議第48号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を
改正する条例

議第49号 田原本町手数料条例等の一部を改正する条例

議第50号 田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議第51号 田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

議第52号 山辺広域行政事務組合規約の変更について

議第53号 平成20年度田原本町一般会計補正予算(第3号)

議第 5 4 号 平成 2 0 年度田原本町公共下水道事業特別会計補
正予算（第 2 号）

議第 5 5 号 平成 2 0 年度田原本町老人保健特別会計補正予算
（第 3 号）

議第 5 6 号 平成 2 0 年度田原本町後期高齢者医療特別会計補
正予算（第 1 号）

議第 5 7 号 平成 2 0 年度田原本町介護保険特別会計補正予算
（第 2 号）

議第 5 8 号 平成 2 0 年度田原本町水道事業会計補正予算（第
1 号）

議第 5 9 号 財産の取得について

議第 6 0 号 土地改良事業施行の知事協議について

○議長（松本宗弘君） 続きまして、議第 4 8 号、職員の勤務時間、休暇等に関する
条例等の一部を改正する条例より、議第 6 0 号、土地改良事業施行の知事協議につ
いてまでの 1 3 議案については、会議規則第 3 7 条の規定により、この際一括上程
いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって議第 4 8 号より議第 6 0 号ま
での 1 3 議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、すでに招集通知とともに配付をいた
しておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議
案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって朗読を省略いたします。町長
より提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 議長のご指名によりまして、平成 2 0 年田原本町議会第 4 回
定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上

げます。

まず、議第４８号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国の行財政改革の一環として政策金融機関の改編が行われ、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」の施行がされ、これに伴い、関連のある条例「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「外国の地方公共団体の機関等に派遣する職員の処遇等に関する条例」、「職員の自己啓発等休業に関する条例」、「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」について、適用法律の名称等所要の改正をいたすものであります。

次に、議第４９号、田原本町手数料条例等の一部を改正する条例につきましては、田原本町行政改革集中改革プランにおきます歳入関係の取り組み事項で、手数料、使用料などにつきまして、受益者負担の適正化を図る観点から見直しを行うものでございます。

主なものとしたしまして、手数料につきましては、住民票の写しの交付や各種証明に係ります手数料等を、また、使用料につきましては、幼稚園保育料や庭球場及び健民運動場の夜間照明設備使用料の料金改定を平成２１年４月１日より実施したいと考えるものでございます。

次に、議第５０号、田原本町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、３５万円となっている出産一時金に、産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産した場合、掛金相当額の３万円を上乗せするとされたための改正でございます。

次に、議第５１号、田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例につきましては、各家庭からごみ集積所に排出された一般廃棄物のうち、資源物を無断で持ち去る行為を規制するため、資源物の所有権は町にある旨を規定するものであります。この条例の施行にあわせ、自治会や警察等の関係機関との連携を強化しながら、資源物の持ち去り行為を防止し、安全・安心で快適な生活環境の確保に努めてまいります。

次に、議第５２号、山辺広域行政事務組合規約の変更につきましては、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業を実施するに当たり、各構成団体より出資され

ている「山辺広域振興基金」を取り崩し、当該事業の財源の一部として充当できるように規約を変更をいたすため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第53号、平成20年度田原本町一般会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正予算額は1億731万2,000円の増額で、予算規模は97億1,536万6,000円となります。

補正内容といたしましては、まず歳出予算のうち人件費の補正につきましては、職員の配置等に伴う人件費の過不足の見直しにより、1,820万9,000円を減額いたすものでございます。

次に、人件費を除きます補正内容についてご説明申し上げます。

歳出第3款民生費、4,473万5,000円の増額につきましては、障害者介護及び訓練等の利用件数、利用時間の増加による自立支援介護・訓練等給付金負担金4,060万円の増額、共同電算処理委託料の増額に伴う老人保健特別会計への繰出金40万円の増額、人件費の増額に伴います介護保険特別会計への繰出金576万8,000円の増額、人件費の減額に伴います後期高齢者医療特別会計への繰出金203万3,000円の減額でございます。

次に、歳出第7款土木費、8,078万6,000円の増額につきましては、人件費及び公債費の増額に伴います公共下水道特別会計への繰出金2,078万6,000円の増額、及び国の補正予算に伴う田原本駅周辺整備事業の用地購入費6,000万円の増額によるものでございます。

なお、補正財源につきましては、国県支出金、地方債、地方特例交付金及び繰越金でございます。このうち歳入第8款地方特例交付金217万1,000円につきましては、道路特定財源の失効期間（平成20年4月分）における地方公共団体の減収を埋めるための地方税等減収補てん臨時交付金でございます。

次に、議第54号、平成20年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正予算額は2,078万6,000円の増額で、予算規模は23億2,954万7,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第1款下水道事業費、706万8,000円の増額は、職員の配置等に伴います人件費の増額であり、第2款公債費、1,371

万8,000円の増額は、繰上償還をし、借換債を発行した時期による元金の増額及び利子の減額を見込み調整したものでございます。

なお、補正財源につきましては、繰入金をもって充当いたすものでございます。

次に、議第55号、平成20年度田原本町老人保健特別会計補正予算（第3号）につきましては、今回の補正予算額は40万円の増額で、予算規模は4億1,715万3,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第1款総務費で、共同電算処理委託料に不足が見込まれますため増額いたすものでございます。

なお、補正財源につきましては、繰入金をもって充当いたすものでございます。

次に、議第56号、平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は18万5,000円の減額で、予算規模は3億6,666万1,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第1款総務費で、職員の配置等に伴います人件費203万3,000円の減額及び長寿医療制度における保険料の軽減対策等に係るコンピュータシステムの改修に伴います委託料184万8,000円を増額いたすものでございます。

なお、補正財源につきましては、国庫支出金を増額し、繰入金を減額し調整を図るものでございます。

次に、議第57号、平成20年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、今回の補正予算額は537万1,000円の増額で、予算規模は20億6,999万2,000円となります。

補正内容といたしましては、歳出第1款総務費、588万7,000円の増額は、職員の配置等による人件費の増額、第5款地域支援事業費51万6,000円の減額は、職員の配置等による人件費の減額でございます。

なお、補正財源につきましては、保険料及び国県支出金を減額し、支払基金交付金及び繰入金を増額して調整を図るものでございます。

次に、議第58号、平成20年度田原本町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的勘定の今回の補正額は647万3,000円の減額で、予算規模は8億1,775万9,000円となります。

補正内容といたしましては、職員の配置等により人件費を減額いたすものでございます。このことによりまして、水道事業収益を同額減額いたすものでございます。

次に、議第５９号、財産の取得につきましては、田原本駅周辺整備事業に係る用地取得でありまして、田原本町土地開発公社で先行取得済みの土地６０３．２６平方メートルを移転補償費を含めて２億３，８９４万６，２７４円で取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第６０号、土地改良事業施行の知事協議につきましては、町が土地改良事業を施行する場合、土地改良法第９６条の２第１項の規定に基づき、事前に奈良県知事と協議をいたし、同意を得る必要がございますが、この協議に当たっては、同条第２項にあらかじめ当該町議会の議決を得ておかなければならない旨の規定がございます。

そこで、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、平成２１年度から２３年度に計画をいたしております土地改良事業につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、各議案につきましてその概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、よろしくご審議を賜りまして、ご議決をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会をいたします。

ありがとうございました。

午前１０時４１分 散会